

議案第16号

城陽市介護保険条例の一部改正について

城陽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出  
(2026年)

城陽市長 村田正明

城陽市介護保険条例の一部を改正する条例

城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 <u>城陽市が行う介護保険</u>（第1条）</p> <p>第2章・第2章の2 略</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 城陽市が行う介護保険</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（<u>城陽市が行う介護保険</u>）</p> <p>第1条 城陽市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（市町村特別給付）</u></p> <p>第3条の2 <u>城陽市</u>は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条に規定する市町村特別給付として、紙おむつの購入費の支給を行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="padding-left: 2em;">（令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第10条 第1号被保険者のうち、令和2年（2020年）の合計所得金額に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度（2021年度）における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則</u>（第1条）</p> <p>第2章・第2章の2 略</p> <p><u>第2章の3 保健福祉事業（第3条の3）</u></p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（<u>趣旨</u>）</p> <p>第1条 城陽市<u>（以下「市」という。）</u>が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第3条の2 <u>市</u>は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条に規定する市町村特別給付として、紙おむつの購入費の支給を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2章の3 保健福祉事業</u></p> <p><u>第3条の3 市は、法第115条の49に規定する指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業その他の保健福祉事業を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="padding-left: 2em;">（令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第10条 第1号被保険者のうち、令和2年（2020年）の合計所得金額に<u>給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第12条において同じ。）又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度（2021年度）における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号</u></p>

ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

## 2・3 略

ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

## 2・3 略

(令和8年度(2026年度)の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第11条 第1号被保険者(令和8年度(2026年度)分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有しない者を除き、令和8年度(2026年度)分の市民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有する者(地方税法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。))のうち、令和7年(2025年)の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。))の令和8年度(2026年度)における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第3

4条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年（2025年）中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年（2025年）の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度（2026年度）における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年（2025年）の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度（2026年度）における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア

、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年（2025年）中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。

（令和8年度（2026年度）の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度（2026年度）における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年（2025年）の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度（2026年度）分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度（2026年度）分の市民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市に住所を有するもの（地方

税法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳の記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度(2026年度)分の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年(2025年)中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年(2025年)中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年(2025年)中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5の規定により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度(2026年度)分の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年(2025年)中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、城陽市税条

例（昭和39年城陽市条例第25号）第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年（2025年）中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、城陽市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年（2025年）中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、城陽市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6.5万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5の規定により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度（2026年度）における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

## 提案理由

保健福祉事業の実施並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）について所要の改正を行いたいので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49及び第129条第2項並びに第146条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 介護保険法（抜粋）

#### （保健福祉事業）

第115条の49 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

#### （保険料）

第129条 略

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3・4 略

#### （条例等への委任）

第146条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基

準に従って条例で定める。

城陽市介護保険条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 保健福祉事業

介護人材確保支援事業、介護人材育成支援事業及び外国人介護人材確保支援事業を、保健福祉事業として実施する（第3条の3関係）。

(2) 令和8年度の保険料率の算定に関する算定方法の特例

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われた。これに伴い、一部の被保険者の保険料段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正に伴う影響を遮断するため、令和8年度に限り下記の特例を設ける。

① 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与等収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、給与等収入金額の区分に応じて、令和7年度税制改正による給与所得控除額の引上げ額分を加算することとする（附則第11条関係）。

② 保険料率の算定に関する基準の特例

世帯員の市民税の課税状況の判定に際して、世帯内に令和7年度税制改正の影響により令和8年度に非課税となった者がいる場合には、その者は市民税課税者とみなす。本人の市民税の課税状況の判定に際しても、同様とする（附則第12条関係）。

2 施行期日

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 4 月 1 日